

令5 福情答申第12号

令和6年3月19日

福岡市長 高 島 宗一郎 様

(住宅都市局建築指導部開発・建築調整課)

福岡市情報公開審査会

会 長 作 間 功

(総務企画局行政部情報公開室)

公文書公開請求に係る非公開決定処分に対する審査請求について (答申)

福岡市情報公開条例(平成14年福岡市条例第3号)第20条第1項の規定に基づき、令和4年1月13日付け住開第338号により諮問を受けました下記の審査請求について、別紙のとおり答申いたします。

記

「特定個人の所有する特定会社設計施工の物件に関するすべての書類一式(台帳含む)(データでも可)」の非公開決定の件

答 申

第1 審査会の結論

「特定個人の所有する特定会社設計施工の物件（以下「本件物件」という。）に関するすべての書類一式（台帳含む）（データでも可）」（以下「本件対象文書」という。）について、福岡市長（以下「実施機関」という。）が行った非公開決定（以下「本件決定」という。）は、妥当である。

第2 審査請求の趣旨及び経過

1 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、令和3年12月7日付けで実施機関が審査請求人に対して行った本件決定を取り消すよう求めるものである。

2 審査請求の経過

- (1) 令和3年11月30日、審査請求人は、実施機関に対し、福岡市情報公開条例（平成14年福岡市条例第3号。以下「条例」という。）第5条の規定により、本件対象文書について公開請求（以下「本件公開請求」という。）を行った。
- (2) 令和3年12月7日、実施機関は、条例第11条第2項の規定により、本件決定を行い、その旨を審査請求人に通知した。
- (3) 令和3年12月27日、審査請求人は、本件決定について、これを不服として実施機関に対して、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第2条及び条例第19条の2第1項の規定により、本件審査請求を行った。

第3 審査請求人及び実施機関の主張等の要旨

1 審査請求人の主張

審査請求人は、審査請求書、弁明意見書に対する反論意見書、補足意見書に対する反論意見書、当審査会における口頭意見陳述、意見書、補足意見書（2）に対する反論意見書及び補足意見書（3）に対する反論意見書において、概ね次のように主張している。

(1) 審査請求書における主張

建築基準法及び建築基準法施行規則の規定から、以下のとおり審査請求を求める。

建築基準法

(検査済証の交付を受けるまでの建築物の使用制限)

第七条の六 ①第六条第一項第一号から第三号までの建築物を新築する場合又はこれらの建築物(共同住宅以外の住宅及び居室を有しない建築物を除く。)の増築、改築、移転、大規模の修繕若しくは大規模の模様替の工事で、廊下、階段、出入口その他の避難施設、消火栓、スプリンクラーその他の消火設備、排煙設備、非常用の照明装置、非常用の昇降機若しくは防火区画で政令で定めるものに関する工事(政令で定める軽易な工事を除く。以下この項、第十八条第二十四項及び第九十条の三において「避難施設等に関する工事」という。)を含むものをする場合においては、当該建築物の建築主は、②第七条第五項の検査済証の交付を受けた後でなければ、当該新築に係る建築物又は当該避難施設等に関する工事に係る建築物若しくは建築物の部分を使用し、又は使用させてはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合には、検査済証の交付を受ける前においても、仮に、当該建築物又は建築物の部分を使用し、又は使用させることができる。

- 一 特定行政庁が、安全上、防火上及び避難上支障がないと認めたとき。
 - 二 建築主事又は第七条の二第一項の規定による指定を受けた者が、安全上、防火上及び避難上支障がないものとして国土交通大臣が定める基準に適合していることを認めたとき。
 - 三 第七条第一項の規定による申請が受理された日(第七条の二第一項の規定による指定を受けた者が同項の規定による検査の引受けを行つた場合にあつては、当該検査の引受けに係る工事が完了した日又は当該検査の引受けを行つた日のいずれか遅い日)から七日を経過したとき。
- 2 前項第一号及び第二号の規定による認定の申請の手續に関し必要な事項は、国土交通省令で定める。

- 3 第七条の二第一項の規定による指定を受けた者は、第一項第二号の規定による認定をしたときは、国土交通省令で定める期間内に、国土交通省令で定めるところにより、仮使用認定報告書を作成し、同号の規定による認定をした建築物に関する国土交通省令で定める書類を添えて、これを特定行政庁に提出しなければならない。
- 4 特定行政庁は、前項の規定による仮使用認定報告書の提出を受けた場合において、第一項第二号の規定による認定を受けた建築物が同号の国土交通大臣が定める基準に適合しないと認めるときは、当該建築物の建築主及び当該認定を行つた第七条の二第一項の規定による指定を受けた者にその旨を通知しなければならない。この場合において、当該認定は、その効力を失う。

(書類の閲覧)

第九十三条の二 特定行政庁は、確認その他の建築基準法令の規定による処分並びに第十二条第一項及び第三項の規定による報告に関する書類のうち、当該処分若しくは報告に係る建築物若しくは建築物の敷地の所有者、管理者若しくは占有者又は第三者の権利利益を不当に侵害するおそれがないものとして国土交通省令で定めるものについては、国土交通省令で定めるところにより、閲覧の請求があつた場合には、これを閲覧させなければならない。

建築基準法施行規則

(書類の閲覧等)

第十一条の三 法第九十三条の二（法第八十八条第二項において準用する場合を含む。）の国土交通省令で定める書類は、次の各号に掲げるものとする。ただし、それぞれの書類に記載すべき事項が特定行政庁の使用に係る電子計算機に備えられたファイル又は磁気ディスク等に記録され、必要に応じ特定行政庁において電子計算機その他の機器を用いて明確に紙面に表示されるときは、当該記録をもつてこれらの図書とみなす。

- 一 別記第三号様式による建築計画概要書
- 二 別記第十二号様式による築造計画概要書
- 三 別記第三十六号の三様式による定期調査報告概要書

四 別記第三十六号の五様式、別記第三十六号の七様式、別記第三十六号の九様式及び別記第三十六号の十一様式による定期検査報告概要書

③五 処分等概要書

六 全体計画概要書

七 指定道路図

八 指定道路調書

④2 特定行政庁は、前項の書類（同項第七号及び第八号の書類を除く。）を当該建築物が滅失し、又は除却されるまで、閲覧に供さなければならない。

3 特定行政庁は、第一項の書類を閲覧に供するため、閲覧の場所及び閲覧に関する規程を定めてこれを告示しなければならない。

本件物件は、特定住所地の物件についてである。

上記①～④について説明する。

① 本件物件は、3号建築物に該当する。

② 完了検査に不合格では、本件物件は、住居として使用することができない。又、当時の指定確認検査機関はまだなく、福岡市の検査を受けている。完了検査に不合格の際、福岡市は、何らかの指導を設計者、施工者に行ったはずである。

③ 本件物件に対して、指導、処分を行った場合の書類に該当する。

④ 本件物件は、今も、存在している。特定行政庁として、書類を破棄していたら、建築基準法違反の犯罪となる。本件公開請求に係る決定通知書も残っているので、市役所（特定行政庁）自ら、法律違反を犯したという文章を送付したことになる。建築基準法違反に、時効はない。

(2) 弁明意見書に対する反論意見書における主張

建築基準法施行規則第11条の3は、平成11年5月1日に施行された法律である。

それ以前の法律には、処分等概要書ではなく、概要書とのみ記載されている。中間検査が、法的に開始したのも、平成11年5月1日以降に施行された法律に

準じているはずである。おそらく、本件物件は、法改正に基づいて中間検査を受けている。

弁明意見書には、平成11年5月1日以降の処分はないと記載されているが、3号建築物において、検査済証は、住居として合法に使用するには不可欠である。完了検査に不合格ということは、不合格理由を建物が滅失するまで、処分に係る書類を保存していないと、法違反をしたことになる。（確かに概要書はあった。）又、建築基準法第9条により、設計者、施工者、そして所有者に、指導、処分を文章で期限を定めてしなければならない。

建築基準法と市の条例の書類処分のどちらを優先して書類を処分したのか審議してほしい。（今までの書類保管に誤りがあるならば、改善すべきである。）

(3) 補足意見書に対する反論意見書における主張

- ① 本件物件に係る確認申請図書の保存期間について、本件物件の確認がなされた平成11年当時、建築基準法令において保存期間の定めはないとの内容であったが、建築基準法93条の2（書類の閲覧）・建築基準法施行規則第11条の3（書類の閲覧等）にて、特定行政庁は当該建築物が滅失し、又は除却されるまで、閲覧に供さなければならない。

福岡市建築基準法施行細則附則（平成11年4月30日規則第92号）

（施行期日）

- 1 この規則は、平成11年5月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則の施行の際現にこの規定による改正前の福岡市建築基準法施行細則の規定に基づいて提出されている申請書その他の書類は、この規則による改正後の福岡市建築基準法施行細則の相当する規定に基づいて提出された申請書その他の書類とみなす。

② 永年保存文書について

補足意見書に添付された文書分類表では、確認・建築確認受付台帳、建築計画通知受付台帳、既存の建築物調査台帳、建築許可申請受付台帳の4項目に関しては永年文書が明記されている。

この台帳についても、無いとの回答だった。

これまで、福岡市長及び福岡市に対して、再三、「建築基準法令による処

分等の概要書」の文書等開示の申立を行ったが、その都度、保存期間を過ぎていたため廃棄されて無いとの公文書にて回答を得てきた。今回補足意見書の別紙で「建築基準法令による処分等の概要書」が添付されているが、建築確認のみ記入されて、中間検査・完了検査（検査済証不適合の為、発行されていない。）は、確かに行われたにも拘らず記入すらされていない。

- ・「建築基準法令による処分等の概要書」は、何時、誰が作成された文書か。
- ・「建築基準法令による処分等の概要書」として、不適切ではないか。
- ・これまでの質問状に対する、福岡市からの公文書等での回答は事実か、それとも虚偽か。全て、福岡市で保存しているはずであり、明解な回答を求める。
- ・また、永年保存文書（台帳）の閲覧・証明書発行を求める。

(4) 口頭意見陳述における主張

① 審査請求人の主張

建築基準法第93条の2において、書類の閲覧が義務付けられており、また、建築基準法施行規則第11条の3において、8項目の文書について書類の閲覧が義務付けられている。

今回、補足意見書の別紙により処分等の概要書が提出された。既に廃棄済みとの回答であったにもかかわらず、なぜ、今ごろ提出してきたのか。法律の規定があるにもかかわらず、それを守らなくてよいのか。本件物件に限らず、コンピューターで見られる物件については、処分等の概要書を開示すべきではないか。

本件物件に関する書類一式を請求しているのであるから、法律で開示することになっているものは全て見せて欲しい。

見せるべき書類であるのに、見せないのはおかしいのではないかとというのが審査請求人の意見である。

② 補佐人による主張

福岡市建築基準法施行細則の附則事項として、平成11年5月1日に施行する旨が、その前日である平成11年4月30日に規定されている。

そのことからすると、平成11年5月1日に建築基準法は施行されており、

同法第93条の2及び同法施行規則第11条の3に規定している書類は、建物が滅失するまで閲覧に供しなければならないことが明確に示されている。

なおかつ、市の条例においても、附則事項として平成11年5月1日に施行する旨が規定されていることからすると、保存期間を過ぎて書類がないということは、法律上成り立たないことだと考える。

また、文書分類表によれば、建築確認受付台帳、建築計画通知受付台帳、既存の建築物調査台帳、建築許可申請受付台帳は永年文書と明記されている。

公開請求においては、この台帳も含めて請求を行っている。

(5) 補足意見書（2）に対する反論意見書における主張

① 対象文書について

ア 中間検査が始まったのは、平成11年5月1日施行である。福岡市では、平成12年6月から始めたとなっているが、本件物件の特定住所地では、平成11年6月21日に中間検査のはがきが届いている。

補足意見書（2）は虚偽文章になる。

福岡市は、平成12年6月には中間検査を始めていると記載しているが、本件物件では、福岡市による中間検査を受けている。

イ 建築確認台帳（建築指導課所管）

こちらは、紙台帳の閲覧を求めている。

令和3年2月19日に、職員によって加筆されている。

何を見て職員は加筆したのか？

ウ 建築計画概要書

このうち、本件物件において該当する文章は、建築計画概要書、処分等概要書と書いてあるが、市役所4階のパソコン画面には処分等概要書がなかった。又、他物件も処分等概要書がない物件がたくさんある。

福岡市は、今後、すべての物件で、処分等概要書も閲覧できるようにするべきである。

② 対象文書に対する決定について

ア 建築指導課で却下決定していることが問題である。

条例と主張しているが、建築基準法の方が上位である。

法に沿って条例ができているはずである。

審査会のメンバーに建築指導課の方々は、詳しいので聞いてみるがいい。

イ 建築計画概要書等

本件物件の建築計画概要書等は、全て複写等を持っているので必要ない。

ウ 建築確認手続に関する文書

本件物件の確認処分がなされたと記載がある。処分等概要書に記載すべきではないか。

福岡市によって、本件物件は、完了検査に不合格になっている。記載されているように確認処分がされているはずだ。

紙台帳にも完了検査不合格の理由が記載されているのではないか。

この文章で質問を述べているのは3つである。

I 令和3年2月19日に職員によって加筆されている。

何を見て職員は加筆したのか？

II 本件物件の確認処分がなされているのなら、処分等概要書に記載すべきではないか？

III 紙台帳にも完了検査不合格の理由が記載されているのではないか？

(6) 補足意見書（3）に対する反論意見書における主張

I 破棄されたのは理解したが、職員が、何の書類を見て加筆したかという質問である。職員が座っている後ろの通路にある低いスチールラックから書面を見て加筆した。

その書面を公開してほしい。

質問内容を勝手に解釈しないでほしい。

II 建築確認処分は記載されていることは知っている。

完了検査不合格による行政処分を記載すべきである。

III 紙台帳が作成されていないならば、全ての物件で平成11年以降の物件において、電子台帳に処分等概要書がない理由を示せ。福岡市だけで相当な物件において、電子台帳に記載がない。

2 実施機関の主張

実施機関は、弁明意見書、当審査会における口頭意見陳述、補足意見書、補足意見書（2）及び補足意見書（3）において、概ね次のように主張している。

(1) 弁明の趣旨

本件決定は、実施機関が条例に基づき判断したものであり、正当かつ妥当な処分である。

(2) 本件対象文書について

審査請求人は、本件公開請求で「特定個人の所有する特定会社設計施工の物件に関するすべての書類一式（台帳）を含む（データでも可）」の公開を求めている。本件請求に対し、本件対象文書を保有する建築審査課と建築指導課を担当課としてそれぞれ公開等決定を行っている。

本件請求に係る建築審査課が保有する文書は「確認申請図書」のみであり公開請求に係る公文書を保存していない。「当該文書は保存期間を過ぎており、既に廃棄済みである。」との理由で非公開決定処分を行っている。

(3) 本件決定を行うに至った理由

非公開決定処分に係る公文書は、確認申請図書を示している。平成11年当時は提出された確認申請図書の保存期間は3年であり、既にその期間が経過し廃棄処分されていることから本件決定を行ったものである。

また、審査請求人が主張する建築基準法施行規則（現行の建築基準法施行規則（昭和25年建設省令第40号。以下「現行基準法施行規則」という。））第11条の3第1項第5号に規定する「建築基準法令による処分の概要書」については、建築基準法（現行の建築基準法（昭和25年法律第201号。以下「現行基準法」という。））第93条の2の規定により閲覧が可能であるが、当該物件の「建築基準法令による処分の概要書」については、法改正（すなわち平成11年5月1日に施行された建築基準法（以下「平成11年改正基準法」という。）による改正）の平成11年5月1日以降になされた処分を対象に作成するもので、本件に関しての確認処分については当該改正前の処分を対象外であり、平成11年5月1日以降になされた処分はないことから該当するものがなく作成されていない。

また、審査請求人の主張される完了検査不合格の際に設計者に行ったはずとされる何らかの指導については、法定の処分にはあたらない。

(4) 補足意見書における主張

① 本件物件に係る確認申請図書の保存期間について

確認申請図書の保存期間については、本件物件の確認処分がなされた平成11年当時、建築基準法令において保存期間の定めはなく、各地方公共団体の

規則等において概ね1年から5年の期間が定められていたところ、福岡市においては、福岡市文書規程（昭和63年福岡市達甲第1号。以下「旧文書規程」という。）に基づき確認申請図書の保存期間が定められていた。

旧文書規程第54条は、「文書の分類及び保存の種別並びに常用文書の常用期間終了後の保存期間は、別に定める文書分類表に定めるところによる」と規定しており、当該文書分類表において、確認申請書に係る書類を第4種（保存期間3年）に分類していた。

また、旧文書規程第55条は、「完結文書の保存期間は、文書の完結した日の属する年度（略）の翌年度の4月1日から起算するものとする」と規定していた。

したがって、平成11年当時における確認申請図書の保存期間は、旧文書規程第54条及び文書分類表に基づき3年であり、本件物件については、平成11年4月27日に確認済証が交付されていることから、その翌年度の4月1日、すなわち平成12年4月1日から起算し、平成15年3月31日に保存期間は満了しているものである。

なお、平成19年6月20日に施行された建築基準法施行規則（昭和25年建設省令第40号。以下「平成19年改正基準法施行規則」という。）第6条の3第5項第1号において、確認申請図書については、確認済証の交付の日から起算して15年間との保存期間の定めがなされており、福岡市公文書の管理に関する規則（平成14年規則第82号）第9条第2項において、「公文書を保存すべき期間（略）は、法令等に別に定めがあるもののほか、公文書の区分に応じ、別表に定める種別ごとの保存期間を基準とする」と定めていることから、現在では15年間の保存期間となっているが、本件物件については、当該規定の適用はない。

② 弁明意見書における主張の変更について

本件物件に係る確認処分については、建築基準法の一部を改正する法律（平成10年法律第100号）附則（以下「平成11年改正基準法附則」という。）第8条（処分又は手続に関する経過措置）の規定において、この法律による改正前の建築基準法の規定による認定、申請等の処分又は手続は、改正後の建築基準法の相当規定によりされた処分又は手続とみなす旨が定められてい

たことから、これにより改正前の建築基準法が適用された確認処分については上記経過措置が適用され、改正後の建築基準法（すなわち平成11年改正基準法）第93条の2の規定が新たに適用されることにはならないと解釈し、弁明意見書において、本件物件に係る確認処分は法改正前の処分を対象外である旨の意見を記載していた。

しかしながら、確認処分に係る平成11年改正基準法第93条の2の規定の適用について改めて国に確認したところ、上記附則第6条（書類の閲覧に関する経過措置）の規定において確認処分以外の処分について閲覧の対象とならないと定めていることから、確認処分については閲覧の対象になるとの解釈が示された。

したがって、本件物件に係る確認処分についても、平成11年改正基準法第93条の2に規定する閲覧の対象となることから、弁明意見書の本件決定を行うに至った理由中、「本件に関しての確認処分については法改正前の処分を対象外であり、平成11年5月1日以降になされた処分はないことから該当するものがなく作成されていない。」を「改正後の建築基準法が施行された平成11年5月1日以後の本件物件に係る処分はないことから、審査請求人が求めるような完了検査における指導処分を記載した処分等概要書は存在しないが、建築基準法第93条の2の規定に基づき電子計算機その他の機器を用いて本件物件に係る確認処分を明示する処分等概要書は閲覧することができる。」に改める。

③ 中間検査について

審査請求人が本件物件に対して実施されたと主張している中間検査は、平成11年改正基準法第7条の3によって新たに規定された法定の中間検査（以下「法定中間検査」という。）ではなく、住宅金融公庫法（昭和25年法律第156号）第23条第1項（業務の委託）の規定による旧住宅金融公庫の融資に係る建設工事の審査を、同公庫から委託されて福岡市が行ったものである。

また、平成11年改正基準法附則第4条（中間検査に関する経過措置）の規定において、平成11年改正基準法の施行以前に確認の申請がされた建築物については、平成11年改正基準法第7条の3の規定は適用しないこととされていることから、平成11年4月20日に確認の申請がされた本件物件については、

平成11年改正基準法第7条の3の規定は適用せず法定中間検査の対象ではない。

(5) 補足意見書（2）における主張

① 対象文書の特定について

本件公開請求は、本件物件に関するすべての文書の公開を求めるものであるが、建築審査課及び建築指導課では、以下のとおり、対象文書の特定を行った。

ア 建築確認手続に関する文書（建築審査課所管）

本件物件と同様の建築物に係る建築基準法で定める建築確認手続に関しては、現行基準法第6条で定める建築確認、現行基準法第7条の3で定める法定中間検査及び現行基準法第7条で定める完了検査がある。

このため、当該手続に係る文書としては、

- (i) 建築確認申請に関する文書（現行基準法施行規則第1条の3）
 - (ii) 審査及び確認済証の交付に関する文書（現行基準法施行規則第2条）
 - (iii) 法定中間検査申請に関する文書（現行基準法施行規則第4条の8）
 - (iv) 法定中間検査合格証の交付に関する文書（現行基準法施行規則第4条の9及び第4条の10）
 - (v) 完了検査申請に関する文書（現行基準法施行規則第4条）
 - (vi) 審査及び検査済証の交付に関する文書（現行基準法施行規則第4条の3の2及び第4条の4）
- がある。

このうち、(iii)及び(iv)（法定中間検査に関する文書）については、本市では平成12年4月に現行基準法第7条の3第1項及び第6項の規定に基づいて特定工程等を指定した後、平成12年6月から法定中間検査を始めていることから本件物件は対象とはならず、また、(vi)（完了検査に係る検査済証の交付に関する文書）については検査済証の交付が確認できないことから、本件物件における当該文書として保存していた(i) (ii) (v)が対象文書である。

イ 建築確認等台帳（建築指導課所管）

現行基準法第12条第8項においては、「特定行政庁は、確認その他の建築

基準法令の規定による処分並びに第一項及び第三項の規定による報告に係る建築物の敷地、構造、建築設備又は用途に関する台帳を整備し、かつ、当該台帳（当該処分及び当該報告に関する書類で国土交通省令で定めるものを含む。）を保存しなければならない。」とされており、これに基づく台帳を整備し、建築指導課において保存している。

このうち、本件物件に係る台帳については、電子計算機に備えられたファイルに保存されている。

ウ 建築計画概要書等（建築指導課所管）

現行基準法第93条の2及び現行基準法施行規則第11条の3において、㉗建築計画概要書、㉘築造計画概要書、㉙定期調査報告概要書、㉚定期検査報告概要書、㉛処分等概要書、㉜全体計画概要書、㉝指定道路図、㉞指定道路調書については、閲覧の請求があった場合には、これを閲覧させなければならないとされている。

このうち、本件物件において該当する文書は㉗建築計画概要書及び㉛処分等概要書であり、電子計算機に備えられたファイルに保存されている。

② 対象文書に対する決定について

ア 建築確認等台帳（建築指導課所管）

本件物件に係る建築確認等台帳（すなわち上記①、イに当たる文書）については、上記①、イのとおり、電子計算機に備えられたファイルに整備されている（現行基準法施行規則第6条の3）ところであるが、建築指導課の窓口で閲覧及び記載事項の一部について福岡市手数料条例（昭和35年条例第11号）において交付の手数料を定め証明の発行を行っていることから、他の条例等によって公文書の閲覧等の手続が制度的に保障されているものとして、条例第19条の規定により情報公開条例の対象とはならず、建築指導課において却下決定を行っているものである。

なお、補足意見書に対する反論意見書で審査請求人が主張するとおり、建築確認等台帳は永年保存の公文書であるが、保存期間の経過による破棄済み理由を以て非公開決定を行っているのは、建築確認手続に関する文書についてであり、建築確認等台帳について当該理由により非公開決定を行ったものではない。

イ 建築計画概要書等（建築指導課所管）

本件物件に係る建築計画概要書等（すなわち上記①、ウ、㊦ ㊧に当たる文書）については、上記①、ウのとおり、電子計算機に備えられたファイルに整備されており（現行基準法施行規則第11条の3）、建築指導課の窓口で閲覧及び福岡市手数料条例において交付の手数料を定め原本証明書の交付を行っていることから、他の条例等によって公文書の閲覧等の手続が制度的に保障されているものとして、条例第19条の規定により情報公開条例の対象とはならず、建築指導課において却下決定を行っているものである。

なお、補足意見書で主張を変更した処分等概要書については、破棄済みとして非公開決定を行った建築確認手続に関する文書ではなく、建築計画概要書と同じ電子計算機に備えられたファイルに整備されており、公文書公開請求とは別個の手続となる建築指導課での閲覧や交付に関する取扱いによるものである。

ウ 建築確認手続に関する文書（建築審査課所管）

本件物件に係る建築確認手続に関する文書（すなわち上記①、ア、(i) (ii) (v)に当たる文書）については、補足意見書において説示しているとおり、本件物件の確認処分がなされた平成11年当時、建築基準法令において保存期間の定めはなく、本件物件に係る当該文書に適用される旧文書規程第54条の規定により当該文書の保存期間を第4種（保存期間3年）に分類していた。

したがって、本件物件は平成11年4月27日に確認済証が交付されていることから、旧文書規程第55条の規定により、本件物件に係る当該文書の保存期間は平成12年4月1日から起算し、平成15年3月31日に満了している。

旧文書規程第63条第1項によれば、保存期間が満了した公文書は廃棄の手続をしなければならないと規定されており、また、旧文書規程第64条第1項には保存期間の延長ができる旨の規定がなされているが、当該文書については保存期間の延長が必要な公文書としては扱っていない。

現に、建築確認手続に関する文書については、直近において、平成19年度に完結した当該文書を令和5年度に廃棄しており（平成19年改正基準法施行規則第6条の3第5項第1号により保存期間は15年）、現在は平成20年度以降に完結した当該文書しか保存していないことから、平成11年度に完結し、

平成14年度で保存期間が満了した本件物件に係る当該文書は保存期間の満了後に廃棄された。

以上により、本件物件に係る当該文書は既に廃棄されたことから非公開決定を行ったものである。

なお、補足意見書に対する反論意見書において主張されている福岡市建築基準法施行細則附則については、平成11年改正基準法及び関係法令の施行に伴い、確認申請書その他の書類の様式が変更されたが、同法令の施行前に提出された確認申請書その他の書類（変更前の様式）についても変更後の様式で提出されたものと同様に取り扱うことを規定したものであり、確認申請書その他の書類の保存期間について規定したものではない。

(6) 補足意見書（3）における主張

① 補足意見書（2）に対する反論意見書（上記1、(5)）Iについて

本件物件の当初提出された建築計画概要書の記載では、建築主は1者となっていたが、建築指導課で建築確認台帳記載事項証明書及び建築計画概要書原本証明書の受付及び証明書発行を担当する職員が、令和3年2月19日に証明書発行の業務で本件物件に係る建築確認等台帳（現行基準法第12条第8項に基づき作成された台帳であって、電子計算機に備えられたファイルに整備されたもの。以下「電子台帳」という。）を確認した際に、当該電子台帳における建築主の記載が2者となっていたことから、閲覧システムの利用者にも当該電子台帳の記載事項がわかりやすくなるよう、閲覧システムの特記事項備考欄に、建築主は1者ではなく2者である旨を記載したものである。

したがって、当該日に確認したものは、本件物件に係る建築計画概要書と電子台帳の記載事項であり、それ以外に審査請求人が主張するような紙台帳などの他の文書が存在するものではない。

なお、電子台帳において、本件物件の建築主が2者になっていることについて、工事が完了するまでに建築主等の変更が生じた場合は、福岡市建築基準法施行細則第6条により、建築主等の変更届の提出が必要とされており、その内容に基づいて電子台帳を更新している。

本件物件についても、建築主を2者とする当該変更届の提出に基づいて電子台帳を更新したものと考えられるが、当該変更届は、補足意見書（2）に

記載の建築確認手続に関する文書に含まれるものであり、同意見書において説示したとおり、保存期間は平成15年3月31日をもって満了しており、すでに廃棄されている。

- ② 補足意見書（2）に対する反論意見書（上記1、(5)Ⅱについて
本件物件の建築確認処分については、処分等概要書に記載されている。
- ③ 補足意見書（2）に対する反論意見書（上記1、(5)Ⅲについて
現行基準法第12条第8項に基づく台帳については、平成6年度までは紙媒体で作成していたが、平成7年度からは電子台帳のみを整備しており、紙媒体の台帳は作成していない。
そのため、平成11年度に確認申請が行われた本件物件については、紙媒体の台帳は作成していない。

第4 審査会の判断

上記の審査請求人及び実施機関の主張に対して、当審査会は次のとおり判断する。

1 本件対象文書について

審査請求人は、本件公開請求において、「特定個人の所有する特定会社設計施工の物件に関するすべての書類一式（台帳含む）（データでも可）」の公開を求めている。

これに対し、実施機関は、上記第3、2、(5)、①のとおり、本件対象文書として、建築確認手続に関する文書、建築確認等台帳及び建築計画概要書等を特定している。

そのうえで、実施機関は、上記第3、2、(5)、②のとおり、建築確認等台帳及び建築計画概要書等については、他の条例等によって公文書の閲覧等の手続が制度的に保障されているものとして、条例第19条の規定により同条例の対象とはならないとして却下決定を行い、建築確認手続に関する文書については、保存期間経過によりすでに破棄済みであることから、当該文書を保有していないとして本件決定を行っている。

これに対し、審査請求人は、上記第3、1のとおり、建築基準法令により建築物が滅失、除去されるまで書類の閲覧が義務付けられていること、また、建築確認等台帳については永年保存文書とされており、保存期間が過ぎて書類がないと

いうことは成り立たないことなどから公開すべきである旨を主張している。

そこで、当審査会としては、まず、建築確認等台帳（上記第3、2、(5)、①、イの文書をいう。以下同じ。）及び建築計画概要書等（上記第3、2、(5)、①、ウ、⑦ ⑧の文書をいう。以下同じ。）に係る却下決定の妥当性について検討したうえで、建築確認手続に関する文書（上記第3、2、(5)、①、アの文書をいう。以下同じ。）に係る本件決定の妥当性について検討することとする。

2 建築確認等台帳及び建築計画概要書等に係る却下決定の妥当性について

(1) 条例第19条について

条例第19条は、「法令又は他の条例等に、公文書を閲覧し、縦覧し、若しくは視聴し、又は公文書の謄本、抄本その他の写しの交付を受けることができる旨の規定がある場合における当該公文書の公開については、当該法令又は他の条例等の規定によるものとする。」と規定している。

当該規定は、公文書の公開に関する法令又は他の条例等の規定との調整を定めたものであり、法令又は他の条例等によって、公文書の閲覧等の手続が、市民に対し制度的に保障されている場合には、この条例を適用せず、当該法令又は他の条例等に基づく既存の公文書の公開を優先しようという趣旨の規定である。

(2) 建築確認等台帳及び建築計画概要書等に係る閲覧等の制度について

① 建築確認等台帳について

現行基準法第12条第8項は、特定行政庁は、確認その他の処分に係る建築物の敷地、構造、建築設備、用途に関する台帳を整備し、当該台帳（国土交通省令で定める処分・報告に関する書類を含む。）を保存しなければならない旨を規定している。

また、現行基準法施行規則第6条の3第3項は、当該台帳やこれとともに保存する書類が、電子計算機に備えられたファイルへ記録され、明確に紙面に表示されるときは、当該記録をもって台帳への記載、書類の保存に替えることができる旨を、同条第4項は、当該台帳は建築物が滅失・除去されるまで保存しなければならない旨を規定している。

当審査会において確認したところ、実施機関は、建築確認等台帳を電子計算機に備えられたファイルにおいて整備していることが認められる。

また、審査請求人は、紙による台帳が別途存在しているのではないかとの旨を主張しているが、実施機関によれば、平成6年度までは紙による台帳を作成していたが、平成7年度からは電子計算機に備えられたファイルとして整備しており、したがって、平成11年度に確認申請が行われた本件物件については紙による台帳は作成していないとのことであり、当該実施機関の説明に不自然、不合理な点は認められず、また電子計算機に備えられたファイルのほかに紙による台帳を別途所持していることをうかがわせるような事情は見受けられない。

その上で、福岡市ホームページには、当該建築確認等台帳の記載事項について、担当課の窓口で閲覧できるとともに、福岡市手数料条例に定める手数料を支払うことで建築等台帳記載事項証明書の交付を受けることができることが公表されている。

② 建築計画概要書等について

現行基準法第93条の2及び現行基準法施行規則第11条の3は、特定行政庁は、確認その他の処分に関する書類のうち、建築計画概要書等について、閲覧に関する規定を定め告示し、閲覧の請求があった場合には、当該建築物が滅失し、又は除却されるまで、これを閲覧させなければならない旨を規定している。

また、同規則第11条の3第1項ただし書は、当該文書が電子計算機に備えられたファイルへ記録され、明確に紙面に表示されるときは、当該記録をもってこれらの図書とみなす旨を規定している。

当審査会において確認したところ、実施機関は、建築計画概要書等を電子計算機に備えられたファイルにおいて整備していることが認められる。

その上で、福岡市ホームページには、当該建築計画概要書等について、担当課の窓口で閲覧できるとともに、福岡市手数料条例に定める手数料を支払うことで原本証明書の交付を受けることができることが公表されている。

(3) 却下決定の妥当性について

① 建築確認等台帳及び建築計画概要書等に係る条例第19条の適用の有無について

上記(2)のとおり、建築確認等台帳及び建築計画概要書等については、当該

文書の閲覧等の手続が制度的に定められていることが認められる。

条例第19条の規定が、法令又は他の条例等によって、公文書の閲覧等の手続が、市民に対し制度的に保障されている場合には、当該法令又は他の条例等に基づく既存の公文書の公開を優先させることを趣旨とするものであること、また、建築確認等台帳及び建築計画概要書等に記載される建築主や建物に関する情報は、建築主が個人の場合、当該個人の財産・住居に関する項目を含んでおり、本来、条例第7条第1号に非公開情報として規定する個人に関する情報に当たるところ、当該建築物の周辺住民及びこれを取得しようとする者の生命、健康及び財産の保護を図るため、現行基準法第93条の2において建築計画概要書等の閲覧を認めている趣旨をあわせ鑑みても、建築確認等台帳及び建築計画概要書等に係る閲覧等の制度を優先させることは条例第19条の趣旨に沿うものと考えられる。

したがって、建築確認等台帳及び建築計画概要書等については、条例第19条が適用されると解するのが相当である。

② 小括

以上のとおり、建築確認等台帳及び建築計画概要書等については、条例第19条が適用される結果、条例に基づく公文書公開請求の対象とはならないことから、当該文書について行われた却下決定は、妥当である。

3 建築確認手続に関する文書に係る本件決定の妥当性について

(1) 建築確認手続に関する文書について

現行基準法においては、同法で定める建築確認手続として、第6条で定める建築確認、第7条の3で定める法定中間検査及び第7条で定める完了検査がある。

このため、当該手続に係る文書としては、以下の文書の存在が想定される。

- (i) 建築確認申請に関する文書（現行基準法施行規則第1条の3）
- (ii) 審査及び確認済証の交付に関する文書（現行基準法施行規則第2条）
- (iii) 法定中間検査申請に関する文書（現行基準法施行規則第4条の8）
- (iv) 法定中間検査合格証の交付に関する文書（現行基準法施行規則第4条の9及び第4条の10）
- (v) 完了検査申請に関する文書（現行基準法施行規則第4条）

(vi) 審査及び検査済証の交付に関する文書(現行基準法施行規則第4条の3の2及び第4条の4)

実施機関は、このうち、(iii)及び(iv)(法定中間検査に関する文書)については、福岡市では平成12年4月に平成11年改正基準法第7条の3第1項及び第6項の規定に基づいて特定工程等を指定した後、平成12年6月から法定中間検査を始めていることから本件物件は対象とはならず、また、(vi)(完了検査に係る検査済証の交付に関する文書)については検査済証の交付が確認できないとした上で、別途保存期間の定められた建築確認等台帳及び建築計画概要書等を除いた(i)から(vi)までの文書については、その保存期間が3年であった旨を主張している。

これに対し、審査請求人は、本件物件に対し中間検査及び完了検査が行われた旨を主張している。

当審査会としては、実施機関が文書の保存期間が経過していると主張していることから、これらの検査の有無にかかわらず、本件決定の妥当性を判断するに当たっては、まず建築確認手続に関する文書の保存期間の本件物件における適用関係について検討を行うこととする。

(2) 建築確認手続に関する文書の保存期間について

① 建築確認手続に関する文書の保存期間の定めについて

建築確認手続に関する文書の保存期間については、本件物件の確認処分がなされた平成11年度当時、建築基準法令において保存期間の定めはなく、各地方公共団体の規則等において概ね1年から5年の期間が定められていたところ(令和5年11月9日付け補足意見書(2)添付の平成19年6月20日付け国土交通省住宅局長通知第3、(1))、福岡市においては、旧文書規程において当該文書の保存期間が定められていた。

旧文書規程第54条は、文書の分類及び保存の種別並びに常用文書の常用期間終了後の保存期間は、別に定める文書分類表に定めるところによると規定しており、当該文書分類表によれば、建築確認手続に関する文書については第4種(保存期間3年)に分類されていた。

なお、審査請求人は、現行基準法第93条の2(書類の閲覧)及び同法施行規則第11条の3(書類の閲覧等)の規定を主張しているが、当該規定は建築

計画概要書等について建築物の滅失・除去まで閲覧に供さなければならないことを定めたものであり、建築確認手続に関する文書に係るものではない。

また、審査請求人は、福岡市建築基準法施行細則附則（平成11年4月30日規則第92号）の規定も主張しているが、当該規定は、同細則により変更された確認申請書その他の書類の様式について、同細則の施行日（平成11年5月1日）において現に変更前の様式で提出されているものについては、変更後の様式で提出されたものとみなす経過措置の規定であり、建築確認手続に関する文書の保存期間について定めたものではない。

② 建築確認手続に関する文書の保存期間の適用について

上記①のとおり、本件物件に係る建築確認手続に関する文書については、保存期間が3年であると認められる。

旧文書規程第55条は、完結文書の保存期間は、文書の完結した日の属する年度の翌年度の4月1日から起算するものとするとしており、本件物件においては、建築確認手続が行われた平成11年度の翌年度である平成12年4月1日から起算し、平成15年3月31日に保存期間が満了しているものと認められる。

(3) 本件決定の妥当性について

① 建築確認手続に関する文書の存否について

上記(2)のとおり、本件物件に係る建築確認手続に関する文書については、平成15年3月31日に保存期間が満了しているものと認められる。

実施機関によれば、旧文書規程第63条第1項には、保存期間が満了した公文書は廃棄の手続をしなければならない旨が、また、同規程第64条第1項には、保存期間の延長ができる旨の規定があるが、建築確認手続に関する文書については保存期間の延長が必要な公文書としては扱っておらず、現に、直近においては、平成19年度に完結した建築確認手続に関する文書を令和5年度に廃棄しており（平成19年改正基準法施行規則第6条の3第5項第1号に定める15年間の保存期間の満了後）、平成20年度以降に完結した当該文書しか保有していないことから、平成11年度に完結し、平成14年度で保存期間が満了した本件物件に係る建築確認手続に関する文書は残っていないとのことである。

そこで検討するに、本件公開請求の時点で、本件物件に係る建築確認手続に関する文書については、保存期間はすでに満了していることが認められ、また、当該文書の保存期間を延長すべき特段の必要性があった事情も認められない。

上記のような点をあわせ考えると、上記実施機関の主張に不自然、不合理な点は認められず、また、実施機関が本件物件に係る建築確認手続に関する文書を保有していることをうかがわせる特段の事情も認められないことから、当該文書は、存在しないものと認められる。

② 小括

以上のことから、実施機関が本件物件に係る建築確認手続に関する文書の不存在を理由に非公開とした本件決定は、妥当である。

4 審査請求人のその他の主張について

審査請求人のその他の主張は、当審査会の判断を左右するものではない。

以上により、本件決定について、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

第5 審査会の処理経過

当審査会の処理経過は、次のとおりである。

年 月 日	処 理 内 容
令和4年1月13日	実施機関からの諮問
令和4年3月7日	実施機関の弁明意見書を収受
令和4年4月15日	審査請求人の弁明意見書に対する反論意見書を収受
令和5年5月26日（第1部会）	審議
令和5年6月26日（第1部会）	実施機関の口頭意見陳述・審議
令和5年7月19日	実施機関の補足意見書を収受
令和5年7月24日（第1部会）	審議
令和5年8月14日	審査請求人の補足意見書に対する反論意見書を収受

令和5年8月21日（第1部会）	審査請求人の口頭意見陳述・審議
令和5年9月8日（第1部会）	審議
令和5年10月13日	審査請求人の意見書を収受
令和5年10月18日（第1部会）	審議
令和5年11月9日	実施機関の補足意見書（2）を収受
令和5年11月13日（第1部会）	審議
令和5年12月5日	審査請求人の補足意見書（2）に対する反論意見書を収受
令和5年12月11日（第1部会）	審議
令和5年12月27日	実施機関の補足意見書（3）を収受
令和6年1月15日（第1部会）	審議
令和6年2月5日	審査請求人の補足意見書（3）に対する反論意見書を収受
令和6年2月7日（第1部会）	審議
令和6年3月4日（第1部会）	審議

第6 答申に関与した委員

作間功、五十川直行、大神朋子、大脇成昭